

さいたま市工事成績評定審査委員会要領

(設置)

第1条 さいたま市工事成績評定結果通知公表要領（平成15年さいたま市制定）第6条に基づく審議を行うため、さいたま市工事成績評定審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 審査委員会は、次の事項を審議する。

- (1) 評定の修正を行う必要の有無に関する事項
- (2) 評定の修正を行う場合における評定結果に関する事項
- (3) 受注者に対する回答に関する事項

(委員会の組織及び委員)

第3条 審査委員会は、次の委員をもって組織する。

- (1) 財政局長
- (2) 都市局長
- (3) 建設局長
- (4) 財政局契約管理部長
- (5) 都市局長が指名する部長（審議対象の工事の所管部長を除く。）
- (6) 建設局長が指名する部長（審議対象の工事の所管部長を除く。）
- (7) その他委員長が必要と認める者（審議対象の工事の関係者を除く。）

(委員長)

第4条 委員長は、財政局長をもって充てる。

- 2 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員長は、審査委員会の会議を招集し、その議長となる。

- 2 審査委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審査委員会は、必要があると認めるときは、当該工事担当の監督員、総括監督員及び工事検査員の出席を求めて意見を聴取することができる。

(委員会の庶務)

第6条 審査委員会の庶務は、財政局契約管理部工事検査課が行う。

(委任)

第7条 この要領に定めるもののほか、審査委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要領は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。